

安保法案が衆院通過



自民、公明両党などの賛成で安全保障関連法案を可決した衆院本会議＝16日午後2時6分

与党、本会議も強行 参院で成立懸け攻防

集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の防衛政策を大きく転換させる安全保障関連法案は16日午後の衆院本会議で、与党などの賛成により可決され、衆院を通過した。主要な野党は衆院で審議を尽くすべきだと主張し採決に反対したが、15日の衆院平和安全法制特別委員会に続いて与党が押し切り、強行した。論戦は参院に舞台を移し、安倍晋三首相が目指す9月27日までの今国会中の成立を懸けて攻防が展開される。

法案は自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動(PKO)協力法などの改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」の2本。

衆院審議は5月26日の衆院本会議での趣旨説明と質疑で始まり、衆院特別委員会では1カ月半余り実質的な審議を重ねた。審議時間は7月15日の質疑終結までに約116時間に達した。

だが、集団的自衛権行使に対する「憲法違反」との指摘や、行使要件となる「存立危機事態」の定義など自衛隊活動の歯止めが曖昧だとの懸念は解消されていない。

法案に対しては世論にも反対が根強いが、政府、与党は参院で議決されない場合に衆院の3分の2以上の多数で再可決・成立させる「60日ルール」の適用も念頭に、衆院通過を急いだ。

集団的自衛権 密接な関係にある他国が武力攻撃を受けた場合、自国が直接攻撃されていないとしても自国への攻撃と見なして実力で阻止する国際法上の権利。国連憲章は自国への侵害を排除する個別的自衛権とともに加盟国の権利として認められている。歴代内閣は憲法9条が許容する「必要最小限度の範囲を超える」として行使を禁じたが、安倍政権は昨年7月の閣議決定で憲法解釈を変更し、一部を容認。安保関連法案が成立すれば自衛隊による行使が具体的に可能となる。